相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区松富一丁目二九〇番地一、最後の住所千葉県千葉市緑区おゆみ野中央一丁目二五番地一四プラザ学園前一〇棟六〇三号　被相続人　亡　北澤　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢ六階

相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区富岡西一丁目二六八〇番地一四、最後の住所横浜市金沢区富岡西七丁目二番一一―二〇五号　被相続人　亡　木下　城力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

横浜市中区本町三―二四本町中央ビル九階

相続財産管理人　弁護士　狩倉　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区外神田三丁目五〇番地、最後の住所三重県桑名市多度町柚井一七〇二番地　被相続人　亡　亀頭　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

三重県員弁郡東員町大字中上五四四番地一　水谷総合事務所

相続財産管理人　永平　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区岡崎真如堂前町一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西村大一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町八番京都三井ビル三階　弁護士法人中央総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　章博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市穂高四五〇六番地、最後の住所兵庫県相生市矢野町真広四〇九番地　被相続人　亡　浅井　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

事務所兵庫県高砂市荒井町若宮町二番七号

相続財産管理人　司法書士　助永　嘉伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市武二丁目一四番地三、最後の住所鹿児島市荒田二丁目四番二二号　被相続人　亡　原口　ミチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十日

事務所鹿児島県鹿児島市名山町一番三号鹿児島ビル四階

相続財産管理人　弁護士　野田健太郎

公示送達

岡山市高島新屋敷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等の移転・除却の通知及び照会の書類を送付したが、受領を拒まれたので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知及び照会の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　岡山市中区高島新屋敷一五三番地

氏名　湯浅　三郎

二、通知及び照会の内容

①移転・除却することが必要な建築物等

岡山市中区高島新屋敷字村後一四八番二所在のコンクリート造洗い場一箇所、散水栓一ケ、立木（ユスラウメ）一本

②移転・除却の期限

平成二十四年二月十三日

③所有者自ら移転・除却されるか否かの回答期限

平成二十三年十二月二十八日

④土地区画整理法第七十七条第七項の規定により組合が直接移転・除却する場合

平成二十三年十二月二十八日までに所有者自ら移転・除却されるか否かの回答がなかったとき

三、教示

①この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、岡山市長に審査請求をすることができます。

②この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六箇月以内に岡山市高島新屋敷土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

以　上

なお、掲載を省略したものを含む、建築物等の移転・除却の通知及び照会（写）を当事業施行地区内の第一号公園内及び岡山市中区高島新屋敷三二八番地一所在の岡山市高島新屋敷公会堂の掲示場所に掲示してあります。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年1月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ヒロ・エステート　②神奈川県知事(1)26173　③代表取締役　牛木啓貴　④神奈川県川崎市中原区木月1564―201号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県川崎市中原区木月1564―201号　株式会社ヒロ・エステート　代表取締役　牛木啓貴

平成二十四年一月二十日

岡山市北区大供一丁目一番一号

岡山市高島新屋敷土地区画整理組合

理事長　戸川　愃功

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、この合併と同日付で、甲は資本金の額を一千万円減少し、三億円とすることにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月七日

掲載頁　八十八頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月十六日

掲載頁　九十一頁（号外第九十九号）

平成二十四年一月二十日

東京都千代田区神田須田町一丁目九番地

（甲）信越ファインテック株式会社

代表取締役　小川　哲夫

東京都台東区台東一丁目一番一四号

（乙）信越ユニット株式会社

代表取締役　小川　哲夫